

31監査第号  
令和元年10月25日

請求人（別記記載のとおり）

愛知県監査委員 篠田信示

同 川上明彦

同 山内和雄

同 森下利久

同 坂田憲治

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

令和元年10月 日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は次のとおりと認めた。

愛知トリエンナーレ実行委員長大村愛知県知事が認めた津田芸術監督は明らかに問題のある展示物で中止になるのも目に見えていた。

そのような展示物出展をあえて阻止しなかった故意ないし重大な過失がある津田芸術監督に対し、県が 800 万円以上の報酬を支払うのは違法不当と思われる。公金として高いとなった場合は返上し、また、芸術監督の決定方法・展示物の審査基準を明らかにすることを望む。

### 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を監査対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

しかし、本件請求に係る報酬の支出は、芸術監督の委嘱を行ったあいちトリエンナーレ実行委員会により行われたものであり、県の財務会計上の行為ではない。

また、請求人は、芸術監督の決定方法・展示物の審査基準を明らかにすることを請求しているが、違法又は不当な県の財務会計上の行為があることについて何ら示しておらず、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを求めてもらえない。したがって、当該請求は、住民監査請求の対象には当たらない。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法である。

## 別記

文書番号	請求人	請求日
31 監査第 139 号	A 様	令和元年10月15日
31 監査第 140 号	B 様	令和元年10月18日
31 監査第 141 号	C 様	令和元年10月18日

※ 上記の各請求人から、同一内容の請求がされたものである。